

令和2年7月17日

個人情報保護委員会事務局 御中

一般社団法人全国銀行協会

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の
一部改正案に対する意見について

令和2年6月24日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

令和2年7月17日

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の一部改正案に対する意見について

No.	頁	該当箇所	意見	理由
1	3～5	3-2-4 (2)直接書面等による取得（法第18条第2項関係） 3-2-5 (3)利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第18条第4項関係）	名刺記載の個人情報の取得に関し、法18条1項が適用される旨が明確化されたが、この点、予めプライバシーポリシー等を通じ、利用目的を公表している場合で、公表されている利用目的の範囲内で利用する場合は、法第18条4項4号に該当しない場合であっても、目的外の利用に当たらない、との理解で問題ないか。	名刺記載の情報について、利用目的を公表している場合で、当該利用目的の範囲内で利用する場合は、法18条1項により問題ないとされるため、基本的には法第18条4項4号は問題とならない旨の確認を行いたい。

以 上